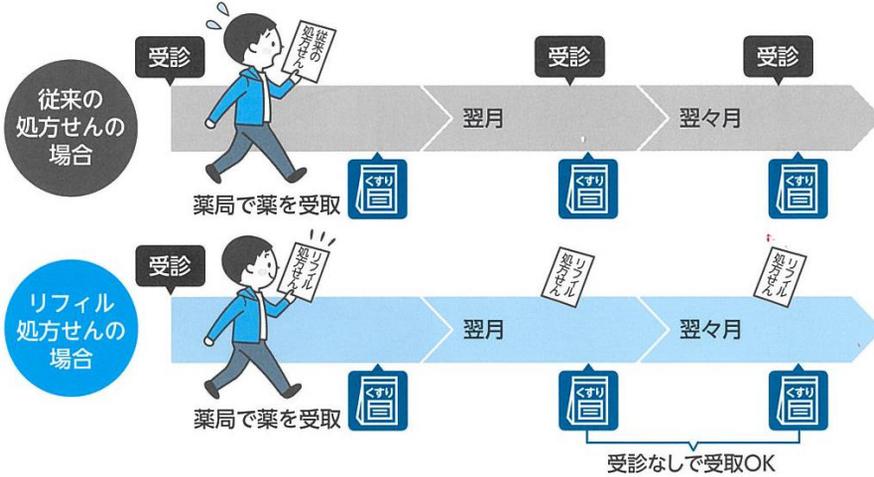


繰り返して薬が受け取れる『リフィル処方せん』

■ひと月に1回、病院を受診していた人の場合



毎回、薬をもらうためだけに通院するのは時間もかかり、処方料や再診料などの医療費も余計にかかります。

1回の受診で3回まで薬が受け取れるので、通院の手間が省け、医療費も軽減できます。回数を使い切ったら受診して新しい処方せんをもらいましょう。

医療費と通院負担を軽減 「リフィル処方せん」

「リフィル処方せん」とは最大3回まで繰り返し使える処方せんです。2022年4月から導入されました。処方薬をもらうには病院を受診し、その都度医師から処方せんを発行してもらう必要がありますが、病状の安定した患者については医師の診察を受けなくても、同じ処方せんでも3回までは

繰り返し薬局で薬を受け取ることができるとは限りません。薬をもらうだけのお薬受診を減らし、また医療費も軽減できるため、国の推計では年間医療費の伸びを0.1%抑制する効果も見込まれています。リフィル処方せんの対象となるのは、病状が安定し通院をしばらく控えても大丈夫と医師が判断した患者です。普段からお薬受診をしている人は対象になる可能性が高いので、医師に相談してみましょう。

リフィル処方せんの様子

処方箋	
(この処方箋は、どの病名でも有効です。)	
公費負担番号	保険者番号
公費負担診療の受給番号	被保険者証・国民健康保険手帳の記号・番号
氏名	性別
生年月日	住所
区分	職別
交付年月日	有効期限
変更可能	処方箋の枚数
処方箋番号	処方箋の枚数
調剤開始年月日	公費負担番号

リフィル処方せんが可能な場合、ここに☑点と使用可能な回数が書かれています。
リフィル可 3回 または
リフィル可 2回

お薬を出した日と次回の予定日を薬剤師が記入し、患者にリフィル処方せんを返却します。

リフィル処方せんの対象となる人



- 長期にわたって処方薬に変更がなく、病状が安定していると医師が判断した患者。
(例) 高血圧症、脂質異常症、糖尿病などの生活習慣病、花粉症などのアレルギー疾患
- 投薬量に制限のある薬や湿布薬は対象外。
※リフィル処方せんによる投薬期間中でも、病状が変化した場合等には病院を受診できます。
※薬剤師が医師の診察なしに処方するのが適切でないと判断した場合、受診をすすめることがあります。